

倉敷市スポーツ章規則

平成20年3月26日

規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、本市のスポーツの向上進展に寄与し、その成績が顕著な者に対し、スポーツ章を贈り、表彰することを目的とする。

(表彰)

第2条 市長は、毎年必要に応じて表彰を行うものとする。

(選考)

第3条 市長は、倉敷市スポーツ推進審議会の推薦した者のうちから被表彰者を定める。

2 被表彰者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ振興に特に功績のあった者
- (2) 全国大会で優勝又はこれに優る成績を他の大会で収めた者
- (3) 優秀な競技者の指導育成に特に貢献のあった者

(追賞)

第4条 市長は、表彰を受けるべき者が表彰の日前に死亡したときは、これを追賞し、スポーツ章はこれをその遺族に贈るものとする。

(制式)

第5条 スポーツ章の制式は、市長が別に定める。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月8日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月16日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月16日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月25日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。